	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

⑬②の注意事項に準じて記載すること。

⑭　電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の取扱い等の状況

法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものに限り、電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）。

［表略］

（注意事項）

［略］

［⑮～⑳　略］

㉑　高速取引行為に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

登録金融機関業務として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る有価証券の売買及び市場デリバティブ取引の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

［①・②　略］

（21－２）　高速取引行為に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に限る。）

登録金融機関業務として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る電子記録移転有価証券表示権利等の売買及び市場デリバティブ取引の状況について記載すること。なお、表示単位未満に端数があるときは、その端数を切り捨てること。

①　有価証券の売買の状況　（単位：百万円）

取引戦略の名称				
取引戦略の類型				
国債証券				

⑭　電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の取扱い等の状況

法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものに限る。）。

［同左］

（注意事項）

［同左］

［⑮～⑳　同左］

㉑　高速取引行為に係る業務の状況

登録金融機関業務として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る有価証券の売買及び市場デリバティブ取引の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

［①・②　略］

［加える。］